

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

〒559-0005 大阪市住之江区西住之江2-1-8

小原工業株式会社

代表取締役 河田 泰弘

TEL 06-4701-7867

FAX 06-4701-7868

k.kougyo-main@eos.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 〒559-0005 大阪市住之江区西住之江2-1-8
住 所 小原工業株式会社
代表者氏名 代表取締役 河田 泰弘



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	小原工業株式会社		
住 所	〒559-0005 大阪市住之江区西住之江2-1-8		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 河田 泰弘		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名 従業員の氏名	代表取締役 河田真彰	代表取締役 河田泰弘 取締役 河田真知子 : 小内陽平 : 東條裕也	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住

代表者氏名

〒559-0005 大阪市住之江区西住之江2-1-8
所 小原工業株式会社
代表取締役 河田 泰弘



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市住之江区西住之江二丁目1番8号
小原工業株式会社

会社法人等番号	1200-01-037618	
商号	小原工業株式会社	
本店	<u>大阪市浪速区日本橋五丁目9番1号</u>	昭和55年11月1日住居表示実施
	大阪市住之江区西住之江二丁目1番8号	平成16年3月16日移転 平成16年3月16日登記
公告をする方法	<u>官報に掲載して之を為す</u>	
	官報に掲載してする。	平成28年10月21日変更 平成28年10月21日登記
会社成立の年月日	昭和29年3月24日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 管工事業 2 消防施設工事業 3 土木工事業 4 建築工事業 5 大工工事業 6 左官工事業 7 とび・土工工事業 8 石工事業 9 屋根工事業 10 造園工事業 11 タイル・れんが・ブロック工事業 12 鋼構造物工事業 13 鉄筋工事業 14 舗装工事業 15 しゅんせつ工事業 16 板金工事業 17 ガラス工事業 18 塗装工事業 19 防水工事業 20 内装仕上工事業 21 機械器具設置工事業 22 建具工事業 23 水道施設工事業 24 前各号に附帯する一切の業務 	

	平成17年 4月 7日変更	平成17年 4月 8日登記
発行可能株式総数	8万8000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 5万株	平成16年 9月28日変更
		平成16年 9月28日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
資本金の額	金2500万円	平成16年 9月28日変更
		平成16年 9月28日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	<u>当会社の株式は株主総会の承認がなければ譲渡又は取得することができない。</u> 平成19年 1月 1日設定 平成19年 1月12日登記	
	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成28年10月21日変更 平成28年10月21日登記	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 河田 泰 弘	平成18年12月30日重任
		平成19年 1月12日登記
		平成28年10月21日辞任
		平成28年10月21日登記
	<u>取締役</u> 河田 成 彦	平成18年12月30日重任
		平成19年 1月12日登記
	<u>取締役</u> 河田 真 彰	平成21年 5月29日河田 成彦の名変更
		平成21年 6月 4日登記
<u>取締役</u> 河田 真 彰	平成28年12月15日重任	
	平成29年 6月21日登記	

<u>取締役</u> 井上幸益	平成18年12月30日重任
	平成19年 1月12日登記
<u>取締役</u> 井上幸益	平成28年12月15日重任
	平成29年 6月21日登記
	平成29年 5月25日辞任
	平成29年 6月21日登記
<u>取締役</u> 河田泰弘	平成31年 3月25日就任
	令和 1年 7月 3日登記
<u>取締役</u> 河田真知子	平成31年 3月25日就任
	令和 1年 7月 3日登記
<u>取締役</u> 水内陽平	平成31年 3月25日就任
	令和 1年 7月 3日登記
<u>取締役</u> 東條裕也	平成31年 3月25日就任
	令和 1年 7月 3日登記
<u>大阪府箕面市粟生間谷東六丁目7番3号</u> <u>代表取締役</u> 河田泰弘	平成18年12月30日重任
	平成19年 1月12日登記
	平成28年10月21日辞任
	平成28年10月21日登記
<u>大阪市北区樋之口町1番20-405号</u> <u>代表取締役</u> 河田真彰	平成28年10月21日就任
	平成28年10月21日登記
<u>大阪市北区樋之口町1番20-405号</u> <u>代表取締役</u> 河田真彰	平成28年12月15日重任
	平成29年 6月21日登記
	令和 1年 6月20日辞任
	令和 1年 7月 3日登記
<u>大阪府箕面市粟生間谷東6-7-3</u> <u>代表取締役</u> 河田泰弘	令和 1年 6月20日就任
	令和 1年 7月 3日登記

	<u>監査役</u> 河田真知子	平成18年12月30日就任 ----- 平成19年 1月12日登記 ----- 平成28年10月21日退任 ----- 平成28年10月21日登記
支店	1 大阪市淀川区加島一丁目36番JR西日本開発株式会社敷地内鉄道高架下施設	平成21年 6月 1日移転 ----- 平成21年 6月 4日登記
取締役会設置会社に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
		平成28年10月21日廃止 平成28年10月21日登記
監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
		平成28年10月21日廃止 平成28年10月21日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成12年 4月20日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 元年 8月 2日
大阪法務局
登記官

片山勝也



定 款

小原工業株式会社

平成28年10月21日 変更

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、小原工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 管工事業
- 2 消防施設工事業
- 3 土木工事業
- 4 建築工事業
- 5 大工工事業
- 6 左官工事業
- 7 とび・土工工事業
- 8 石工事業
- 9 屋根工事業
- 10 造園工事業
- 11 タイル・れんが・ブロック工事業
- 12 鋼構造物工事業
- 13 鉄筋工事業
- 14 舗装工事業
- 15 しゅんせつ工事業
- 16 板金工事業
- 17 ガラス工事業
- 18 塗装工事業
- 19 防水工事業
- 20 内装仕上工事業
- 21 機械器具設置工事業
- 22 建具工事業
- 23 水道施設工事業
- 24 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、8万8000株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券は、1株券、10株券及び100株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録されている者またはその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて共同して会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株券の再交付)

第11条 株式の分割、併合または株券の毀損または汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に請求者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。株券喪失の事由によるときは、株券喪失登録申請に基づき株券が無効となった後に新株券の発行を請求することができる。

(手数料)

第12条 前三条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第14条 当会社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を押印しなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(代理人)

第18条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載または記録した議事録を作成する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社は、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社に代表取締役1名以上を置き、代表取締役のうち1名を取締役社長とし、いずれも取締役の互選によってこれを定める。

② 必要に応じて、取締役の互選により取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、剰余金の配当を行う。

② 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

③ 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。

④ 未払いの剰余金の配当には利息を付けない。

本書は原本と相違がないことを証明し得る

2019年 8月 2日

〒559-0005 大阪市住之江区西住之江2-1-8

小原工業株式会社

代表取締役 河田 泰弘

